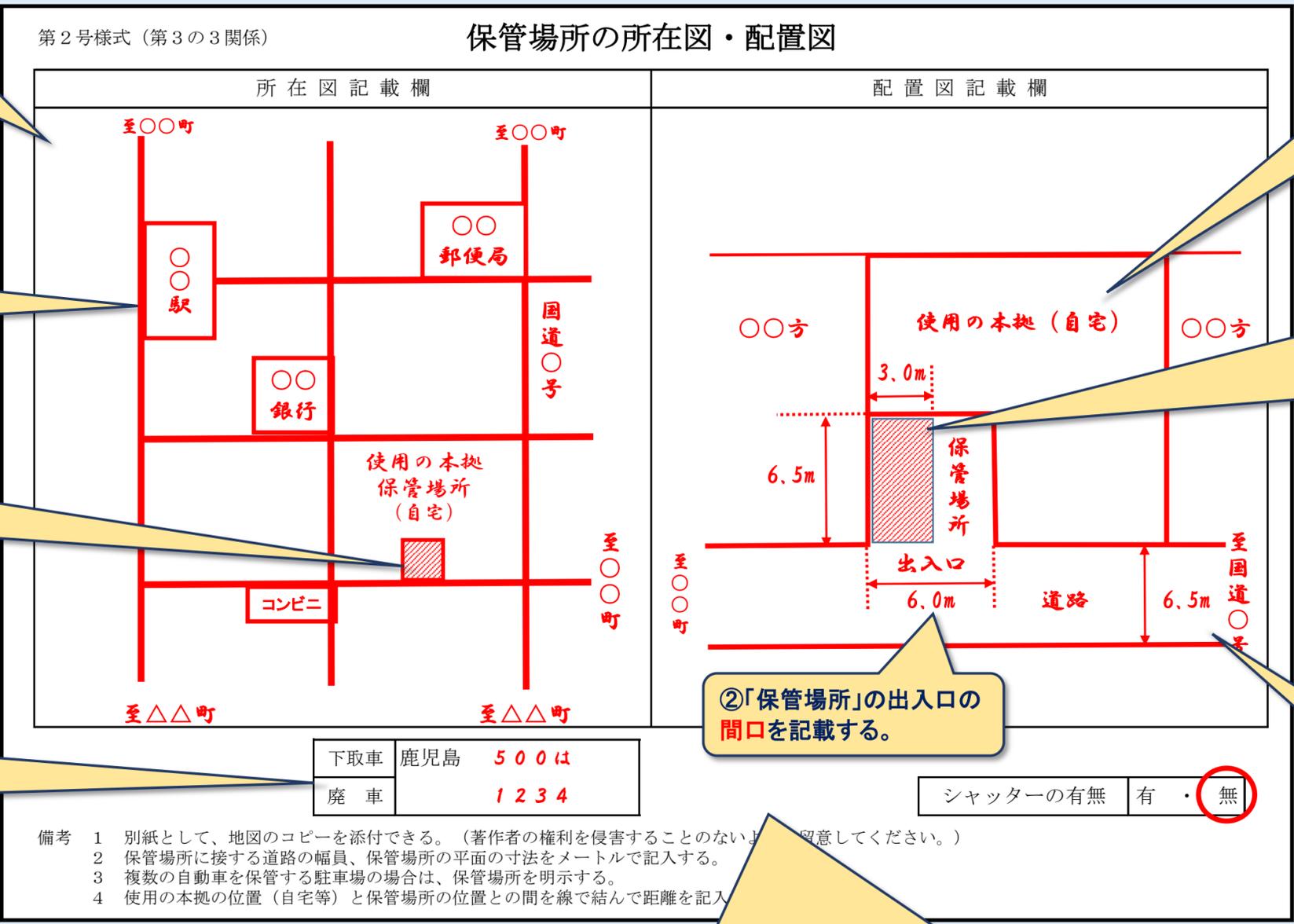


# 【記載例】 所在図・配置図 ~自宅を保管場所として申請する場合~



「別紙のとおり」と記載し、必要事項を書き込んだ地図のコピーを添付することも可能(地図の使用については、著作権を要確認)

幹線道路や目標となる建物等を記載し、自宅の位置関係が分かるように記載する。

自宅が「使用の本拠の位置」と「保管場所の位置」になるため、地図上にも「使用の本拠」、「保管場所」と明記する。

自動車の買替え等で、申請と同一の保管場所で廃車や下取車とする自動車がある場合は、そのナンバーを記載する。

敷地内における「使用の本拠」(自宅やマンション建物等)を明記する。

①敷地内における「保管場所」の位置等が分かるように記載し、その駐車スペース(寸法)を記載する。  
 なお、2台以上の車両を収容可能な車庫の場合は、必ず、申請に係る自動車1台分の駐車位置と寸法を明記する。

②「保管場所」の出入口の間口を記載する。

③「保管場所」の前にある道路の幅員を記載する。

「保管場所」のシャッター設備に関し、該当する方に○印を付ける。  
 「有」～ シャッター付きの場合(車庫の現地調査の際、調査員から開放の依頼がなされます。)  
 「無」～ シャッターなしの場合(車庫への出入りが自由な場合)

**【その他注意事項】**

- ※ 訂正がある場合は、それぞれの訂正箇所を二重線等で消去の上、正しい内容を記載してください(押印は不要です。)
- ※ 「消せるボールペン」又は「鉛筆」で作成した書類や、「修正液」又は「修正テープ」等を使用した書類は、受理できません。
- ※ 「所在図」及び「配置図」については、「使用の本拠」及び「保管場所」を明記してください(「使用の本拠」は自宅やマンション等の建物、「保管場所」は車庫又は駐車場等となります。)
- ※ 「配置図」には、①保管場所の寸法(1台分の駐車スペース)、②出入口の間口、③保管場所に接する道路(車庫前の道路)の幅員を、必ず記載してください(実測した長さを記載)。特に 保管場所の寸法は、正確な寸法で記載してください(申請車両が保管場所に完全に収容できなければ、車庫証明書は交付不能となります。)
- また、保管場所に荷物や室外機等を置いている場合や、大きな段差(玄関ポーチ等)がある場合等は、「保管場所」の寸法に含めないでください(ただし、駐車に支障のない場合を除く。)
- ※ 機械式駐車場等(立体構造のエレベーター方式駐車場等)、高さ制限のある保管場所については、必ず、保管場所の寸法に「高さ」も記載してください。

# 【記載例】 所在図・配置図

～自宅から離れた月極駐車場を保管場所として申請する場合～  
 (「使用の本拠」と「保管場所」の位置が異なる場合)

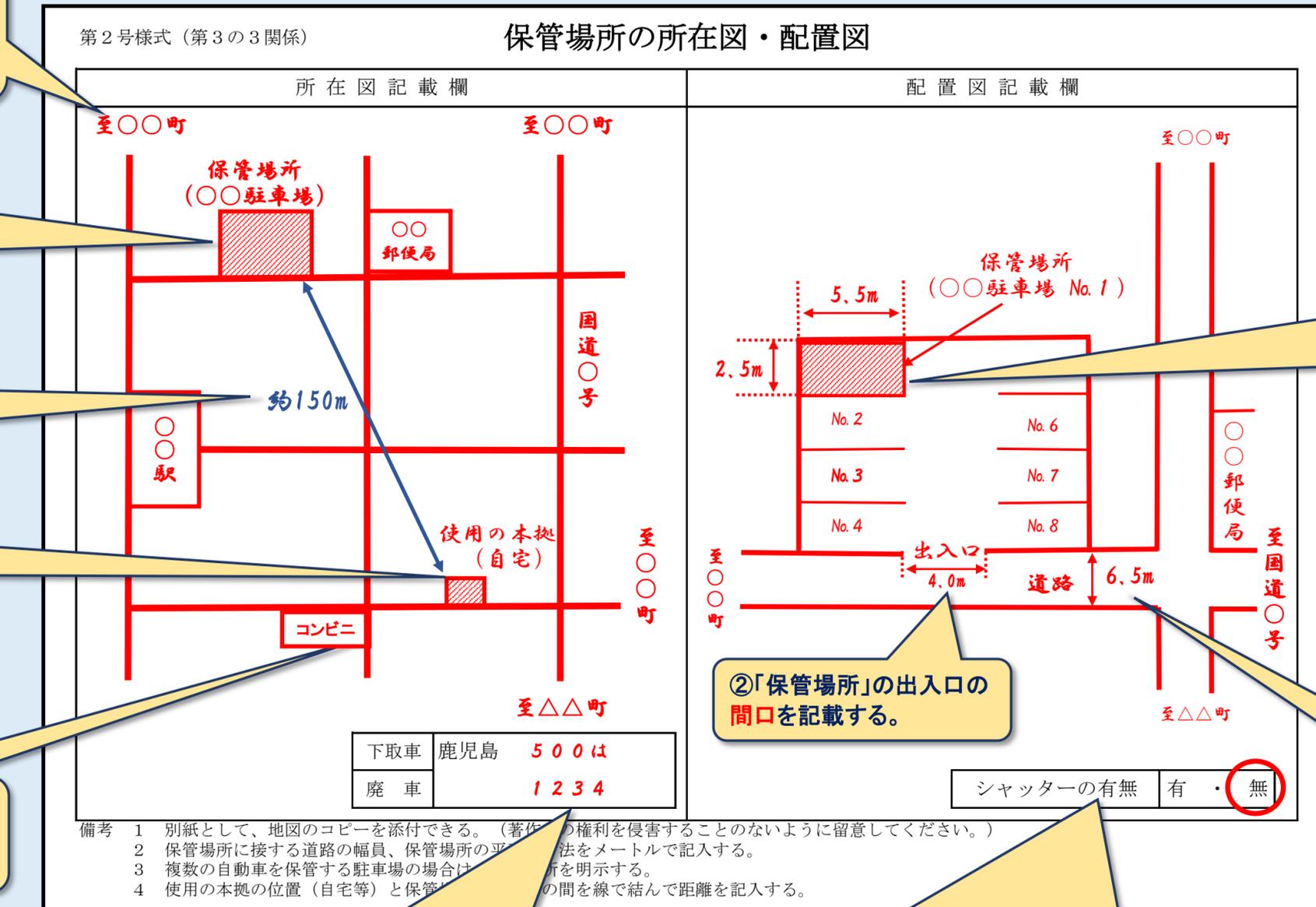
「別紙のとおり」と記載し、必要事項を書き込んだ地図のコピーを添付することも可能(地図の使用については、著作権を要確認)

月極駐車場が「保管場所の位置」になるため、地図上にも「保管場所」と明記し、駐車場名も記載する。

直線で結び、距離を記載する(直線距離で2kmを越えないことが保管場所としての要件)。

自宅が「使用の本拠の位置」になるため、地図上にも「使用の本拠」と明記する。

幹線道路や目標となる建物等を記載し、自宅の位置関係が分かるように記載する。



①駐車場内における「保管場所」の位置等が分かるよう「指定番号」等も記載し、その駐車スペース(寸法)を記載する(高さ制限のある保管場所については、その「高さ」も記載)。

②「保管場所」の出入口の間口を記載する。

③「保管場所」の前にある道路の幅員を記載する。

自動車の買替え等で、申請と同一の保管場所で廃車や下取車とする自動車がある場合は、そのナンバーを記載する。

「保管場所」のシャッター設備に関し、該当する方に○印を付ける。  
 「有」～シャッター付きの場合(車庫の現地調査の際、調査員から開放の依頼がなされます。)  
 「無」～シャッターなしの場合(車庫への出入りが自由な場合)

**【その他注意事項】**

- ※ 訂正がある場合は、それぞれの訂正箇所を二重線等で消去の上、正しい内容を記載してください。(押印は不要です。)
- ※ 「消せるボールペン」又は「鉛筆」で作成した書類や、「修正液」又は「修正テープ」等を使用した書類は、受理できません。
- ※ 「所在図」及び「配置図」については、「使用の本拠」及び「保管場所」を明記してください(「使用の本拠」は自宅やマンション等の建物、「保管場所」は車庫又は駐車場等となります。)
- ※ 「配置図」には、①保管場所の寸法(1台分の駐車スペース)、②出入口の間口、③保管場所に接する道路(車庫前の道路)の幅員を、必ず記載してください(実測した長さを記載)。特に 保管場所の寸法は、正確な寸法で記載してください(申請車両が保管場所に完全に収容できなければ、車庫証明書は交付不能となります。)
- また、保管場所に荷物や室外機等を置いている場合や、大きな段差(玄関ポーチ等)がある場合等は、「保管場所」の寸法に含めないでください(ただし、駐車に支障のない場合を除く。)
- ※ 機械式駐車場等(立体構造のエレベーター方式駐車場等)、高さ制限のある保管場所については、必ず、保管場所の寸法に「高さ」も記載してください。